



2不登12第231号
令和2年3月5日

東京土地家屋調査士会会長 野城 宏 殿

東京法務局民事行政部長 岩崎 琢 治



土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いの更なる利用について（依頼）

登記行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年11月11日から運用が開始されている標記の取扱い（以下「調査士報告方式」という。）は、表示に関する登記（一部を除く。）のオンライン申請又は嘱託について、電磁的記録に記録した添付情報に代理人である土地家屋調査士等が電子署名を付した場合は、原本提示を省略することができ、オンライン申請等をより簡便に行うことができるものですが、貴会会員の皆様の御利用が少ない状況にあります。

つきましては、改めて貴会会員の皆様に調査士報告方式を周知いただき、この機会にオンライン申請をより一層活用していただけるよう特段の御配慮をお願いいたします。

また、既にオンライン申請を利用されている会員のうち、調査士報告方式を利用されていない方に対しましても、同方式の積極的な利用を周知していただきたく併せてお願いいたします。

東京土地家屋調査士会会員の皆様へのお願い

調査士報告方式が始まっています！



ほとんどの申請で
別送が一切不要！

法務局では受付後直ちに調査に
着手できるため
迅速処理！

これを機に是非！
オンライン申請を御利用ください！

調査士報告方式 (表示に関する登記における原本提示省略方式) の概要

- ① 書面である添付情報をスキャン
- ② 土地家屋調査士の電子署名
- ③ 申請情報に提示省略申請（嘱託）であることを明記
- ④ 規則93条による調査報告書へ原本確認の上、作成した旨を明記
- ⑤ 添付情報は原本確認の上、登記完了まで代理人が保管

委任状等を含めPDF
添付情報（電子データ）をオンラインで
容量15MBまで送信可

土地家屋調査士



調査後、登録免許税納付お知らせメール（2開庁日以内に納付）
完了証ファイル・登記識別情報（窓口受領に限り書面交付可）



令和2年3月
東京法務局

調査士報告方式に関するお願い

建物の登記に関する添付情報において建築確認済証を提出する場合

原則、①建築確認済証の1面から6面、②その配置図、平面図及び立面図とし、③特殊階で高さを判断する場合には、その断面図、④また、特殊な建物や特殊な構成材料及び屋根材を使用している場合には、それらを確認できる部分をスキャナで読み取り、提出願います。

なお、スキャナで読み取った電磁的記録に代理人としての電子署名を付していただきますようお願いいたします。

提出する図面等がA3版より大きい場合

原寸のまま分割して提出していただく必要があるほか、別途、申請に係る部分を包括した位置の情報やA2版からA3版に縮小した情報の提供に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、別途提出していただいた情報については、飽くまで任意での御協力となりますが、スキャナで読み取った電磁的記録に代理人としての電子署名を付していただきますようお願いいたします。

相続を証する情報が、戸除籍の証明書及び住民票の写しの場合

相続を証する情報としては、戸除籍の証明書及び住民票の写し又は法定相続情報一覧図の写しが必要となりますが、その情報が戸除籍の証明書及び住民票の写しの場合には、別途、相続関係説明図の情報にも御協力いただきますようお願いいたします。

なお、相続関係説明図の情報については、飽くまで任意で提供いただくこととなりますが、スキャナで読み取った電磁的記録に代理人としての電子署名を付していただきますようお願いいたします。

東京法務局